

平成30年第1回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成30年3月 2日 (開会)

平成30年3月15日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会提出予算関係議案の1ページをお願いします。

議案第1号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第1号 専決処分書

平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように処分する。

3ページでございます。

平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

内容につきましては、7ページ、8ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。

2款 1項 14目財政調整基金費 1,337万3,000円の減額でございます。25節積立金 財政調整基金積立金を1,337万3,000円減額するものでございます。これにつきましては、あとで説明いたします除排雪委託料の財源として減額するものでございます。

説明ということで、8款 2項 1目道路維持費 1,337万3,000円の追加でございます。13節委託料、道路除排雪委託料として1,337万3,000円の追加でございます。

除雪の出動回数が増えました。予算内での対応が不可能となったため専決とさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

採決

○議長（小林信） これより質疑を行います。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、1番。

○1番（伊藤秀明） 今、総務課長が説明した内容は不誠実だと思う。と申すのは、内容は分かるんですけども、そうすれば、やっぱり専決で一発で出たから、あといいという問題でないと思っております。ですから、やっぱり藤里町でも臨時議会でやりました。村にもそういうチャンスがあったと思っております。また更

にこういうふうになれば、またそうなるのか、そのへんのところを、一発でかけるのではなくて、例えば、今後は事前に全協の時でもいいし、機会ある毎にいつも思うわけですが、また、そのへんのところ馴れ合いとなってしまうのか、今後、気をつけてほしい。

○議長（小林信） 答弁もらいますか。もらいますね。総務課長。

○総務課長（小林博隆） ご指摘のように、事前に何パーセントというのはちょっと言えませんが、80パーセント、そういうふうな感じで、予算の消化の具合を見ながら、その時点でなるべく議員の方々の方で相談しながら、今後は進めてまいりたいと思います。

○議長（小林信） 他に討議する方いらっしゃいませんか。今、1番の質問は、それに匹敵するようなことを話したと思います。

暫時、休憩します。

13時53分 休憩

13時53分 再開

○議長（小林信） 再開いたします。副村長。

○副村長（鈴木壽美子） いとまがないといってしまうえば、それまでだと、確かにそのとおりだと思います。1月23日に全協を開いているわけですから、その時に一応確認するのが筋であったと思っております。今後につきましては、そういうことも踏まえまして、確実に確認しながら、お話をさせていただきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林信） 他に質疑ありませんか。他にありませんか。質疑ないので、質疑を終結いたします。）

○議長（小林信） 他に質疑ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分について、承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第2号から日程第16 議案第12号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第6 議案第2号 平成30年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第16 議案第12号 平成30年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております11件の提案理由の説明は、

付託する委員会で求めることとし、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長(小林信) 議案第2号から議案第12号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第13号から日程第23 議案第19号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第17 議案第13号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第23 議案第19号 平成29年度上小阿仁村後期高齢者医療事業勘定特別会計補正予算についての件まで、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林博隆) 定例会提出予算議案の方でございます。10ページをお願いします。

議案第13号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算でございます。

平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,063万7,000円とするものがございます。

第2条です。繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

次に第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

以上の内容につきましては14ページをお願いいたします。

繰越明許費であります。繰り越しいたしますのは、2款 1項総務管理費で、集住型宿泊交流施設外構工事費を2,799万3,000円繰り越すものがございます。

次に11款 1項農林施設災害復旧費、農地農業用施設が494万2,000円。林道施設が843万7,000円。同じく公共土木施設災害復旧費が1,433万3,000円でございます。いずれも29年度災害箇所分でございます。

第3条の内容につきましては15ページをお開き願います。

災害復旧事業債の限度額を1,010万円減額し、6,500万円とするものがございます。災害査定の結果によるものがございます。

次に19、20ページをお願いします。最初に歳入でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績によるものが主なものがございますので、金額の大きいものを説明させていただきたいと思います。

13 款 1 項 3 目災害復旧費国庫負担金 1,445 万 2,000 円の減額でございます。これは主に 3 節公共土木施設災害復旧負担金で、現年度発生災害復旧事業費の 1,332 万 4,000 円の減額によるものでございます。災害査定の結果によるものです。

23、24 ページをお願いします。歳出。

14 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金 3,470 万 3,000 円の減額。これは 2 節林業費補助金の木造公共施設整備補助金 1,463 万 9,000 円の減額及び森林・林業再生基盤づくり交付金 1,773 万 6,000 円の減額が主なものでございます。

集住型宿泊交流拠点施設の建設の交付金の確定と福祉センターのボイラーの機種変更によるものでございます。

17 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 6,000 万円の追加でございます。

財政調整基金の取り崩しにより人材育成基金の積立及び 5 会計繰出金に充当するものでございます。

次に 27、28 ページをお願いします。歳出です。

2 款 1 項 6 目企画費 692 万 6,000 円の追加でございます。15 節工事請負費で集住型宿泊交流拠点施設外構工事設計額の増に対応するものでございます。14 目財政調整基金費 4,006 万 1,000 円の追加でございます。25 節財政調整基金に、今補正の調整額を積み立てるものでございます。

29、30 ページをお願いします。

同じく 20 目人材育成基金費 3,000 万円の追加でございます。25 節積立金に人材育成基金に人材育成関連の予算の原資として積み立てるものでございます。

3 款 1 項 2 目国民健康保険費 3,000 万円の追加でございます。28 節繰出金で、国保財政調整基金積立のため、国民健康保険事業勘定特別会計に繰出しするものでございます。4 目 5,351 万円の減額でございます。15 節工事請負費から 4,919 万 4,000 円の減額が主な要因でございます。これはボイラー設置工事の機種変更及び入札差額でございます。

35、36 ページをお願いします。

6 款 2 項 4 目造材事業費 733 万円の減額でございます。19 節負担金補助及び交付金の高能率生産団地路網整備事業負担金 531 万 6,000 円の減額が主な要因でございます。これは事業費の減に伴う負担減でございます。

39、40 ページをお願いします。

11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 1,666 万 7,000 円の減額です。15 節工事請負費の現年発生補助災害復旧工事費の減額でございます。これは災害査定の結果によるものでございます。

14 款 1 項 1 目予備費に 600 万円を追加するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 引き続き予算関係議案の44ページをお開きください。

議案第14号 平成29年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)でございます。

平成29年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,215万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,740万7,000円とするものでございます。

内容につきましては51ページ、52ページをお開きください。歳入でございます。それぞれ決算見込み額あるいは交付額の決定による追加であります、主なところだけ説明をいたします。

7款共同事業交付金 1項共同事業交付金 1目高額医療費共同事業交付金233万4,000円の追加でございます。交付額の決定によるものでございます。2目保険財政共同安定化事業交付金517万3,000円の減額でございます。同じく交付額の決定によるものでございます。

9款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金3,000万円の追加であります。繰入金に3,000万円追加するものでございます。2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金516万7,000円の減額でございます。実績見込みにより、基金繰入金を減額するものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

7款共同事業拠出金 1項共同事業拠出金 1目高額医療費拠出金が135万円の減額であります。19節拠出金135万円の減額でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金665万6,000円の減額でございます。拠出額の決定による減額でございます。

9款基金積立金 1項基金積立金 1目基金積立金3,000万円を基金に追加するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） はい、副村長。

○副村長（鈴木壽美子） 56ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第15号 平成29年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。

平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 837 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 1,442 万 3,000 円とする補正予算でございます。

内容につきましては 63、64 ページをお開きいただきたいと思います。

決算見込みによる補正予算となっておりますので、主なところを説明させていただきます。歳入。

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目診療報酬収入。補正額 805 万円の減額でございます。1 節医療診療収入 456 万 8,000 円の減額。2 節歯科診療収入 348 万 2,000 円の減額となっております。

続きまして歳出の方に移らせていただきます。65、66 ページをお開きいただきたいと思います。歳出。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 371 万 7,000 円の減額でございます。3 節職員手当 170 万 4,000 円の減額でございます。これにつきましては、職員の時間外手当の方の減額。そして、退職手当負担金、それから次の共済費につきましては率の変更があったために減額となっております。賃金 99 万 2,000 円の減額。これにつきましては、人夫賃金ということで、運転賃金の減額をみております。それと 13 節委託料 53 万円の減額。これにつきましても決算見込みとなっております。

2 款医業費 1 項医業費 1 目医業費 425 万円の減額となっております。これにつきましても 13 節委託料 417 万 9,000 円ということで、それぞれ実績見込みによる減額となっております。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小林信） 建設課長兼産業課長。

○建設課長兼産業課長（小林雄幸） 同じく 72 ページをお開きください。

議案第 16 号 平成 29 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

平成 29 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 309 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,046 万 3,000 円とするものがございます。

79 ページ、80 ページをお開きください。歳入であります。

企業収入、1 款 1 項 1 目簡易水道使用料でございます。1 節水道使用料 309 万 4,000 円の減額でございます。これにつきましては、当初予算を組んだ

以上に、年度途中の中止世帯が増えたものが主な要因でございます。

続きまして歳出であります。81 ページ、82 ページでございます。

主なものといたしましては、1 款 1 項 1 目 27 節公課費 226 万 4,000 円の減額でございます。消費税、これは実績の見込みで減額をしてございます。

続きまして 84 ページをお開きください。

議案第 17 号 平成 29 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 29 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,587 万 7,000 円とするものでございます。

内訳でございます。91 ページ、92 ページをお開きください。歳入でございます。

下水道使用料 80 万円の減額でございます。これは実績見込みによる減額でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 2 目施設管理費でございます。委託料が主なものでございます。技術管理委託料、これにつきましては委託業務の契約の請差でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(小林信) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(加藤浩二) 引き続き 96 ページをお開きください。

議案第 18 号 平成 29 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

平成 29 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 467 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,507 万 6,000 円とするものであります。

内容につきましては 103 ページ、104 ページをお開きください。歳入でございます。主なところだけ説明をいたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 182 万 3,000 円の追加でございます。現年度分として交付額の決定により追加するものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 337 万円の

減額でございます。現年度分として交付額の決定による減額でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 185 万 5,000 円の追加であります。現年度分として、交付額の決定による追加でございます。2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金、介護予防事業 40 万 7,000 円の減額でございます。現年度分として、交付額の決定による減額でございます。

次のページをお開きください。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その地一般会計繰入金 109 万 2,000 円の減額であります。実績見込みによる減額となっております。7 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 107 万 4,000 円の減額でございます。財政調整基金繰入金を、実績見込みにより減額するものでございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス給付費 1 目介護サービス給付費、こちらは交付金等の額決定による財源更正となっております。次の 4 項高額介護サービス給付費につきましても、同じように交付金等の額決定による財源更正となっております。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活サービス事業費 1 目介護予防事業費 425 万 6,000 円の減額でございます。3 節職員手当、4 節共済費等は職員手当等実績見込みによる減額となっております。13 節委託料 223 万円の減額でございます。こちらは実績見込みによる減額となっております。

次のページをお開きください。2 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援・任意事業費 41 万 9,000 円の減額でございます。13 節委託料 31 万 9,000 円の減額は実績見込みによる減額となっております。

引き続きまして、114 ページをお開きください。

議案第 19 号 平成 29 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成 29 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 312 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,951 万 1,000 円とするものであります。

内容につきましては 121 ページ、122 ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1 款保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目後期高齢者医療保険料 345 万 7,000 円の追加でございます。1 節現年度分特別徴収保険料 143 万 2,000 円の追加。2 節現年度分普通徴収保険料 102 万 3,000 円の追加。3 節滞納繰越徴収保

険料 100 万 2,000 円の追加でございます。保険料の調定額決定による追加でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療納付金 312 万 7,000 円の追加でございます。こちらは後期高齢者医療広域連合により算出されます納付金の額が決定したことにより、追加するものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 13 号から議案第 19 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 24 議案第 20 号から日程第 27 議案第 23 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 24 議案第 20 号 政治倫理の確立のための上小阿仁村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 27 議案第 23 号 上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例の制定についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会提出議案の 4 ページをお願いします。

議案第 20 号 政治倫理の確立のための上小阿仁村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

政治倫理の確立のための上小阿仁村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

現行の法令に沿わない部分があることから、所要の規定の整備をするものでございます。

5 ページをお願いします。

内容につきましては、字句の変更でございます。旧郵便貯金を預金とみなす等の法改正がございました。預金、貯金を預金に、証券取引法を金融商品取引法に改めるものでございます。

6 ページをお願いします。

議案第 21 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出す

る。

提案理由でございます。

地方公務員法の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

7 ページ、8 ページをお願いします。

内容につきましては、非常勤職員の育児休業期間を1歳6カ月から2歳までに改正するものでございます。

9 ページをお願いします。

議案第 22 号 上小阿仁村中山間ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてでございます。

上小阿仁村中山間ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

初期の目的達成に伴い条例を廃止するものでございます。

10 ページをお願いします。

条例の廃止については、平成 30 年 3 月 31 日とするものでございます。

11 ページをお願いします。

議案第 23 号 上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例の制定についてであります。

上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例について、別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設の建設に伴い、条例案を提出するものでございます。

内容については、12 ページから 14 ページをお願いします。

第 1 条は設置についてでございます。地域の恵まれた自然、歴史、産業等の多様な世代の人々が集い交流し、体験及び研修を通じて地域の活性化に寄与するとともに、移住の促進等を目的として設置するとしてございます。

第 2 条は、名称を上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設。位置については小沢田字向川原 72 番地 2 とするものでございます。

第 3 条は、使用者は村長の許可を得ることとしているという内容でございます。

第 4 条については、使用の制限で、許可を得ずに営利活動はできないなどとしてございます。

第 5 条については、1 階のホール及び 2 階の談話コーナーの使用については、許可を要しないという内容でございます。

第6条は、許可の取消しの条項でございます。

第7条は、料金についての条項で、金額については14ページにあります表のとおりでございます。

第8条は、減免ができることの条項でございます。

第11条、必要な事項は規則に定め、住宅の管理の方の条例、規則の準用するというところでございます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日からの施行とするとしてございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第20号から議案第23号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第24号から日程第32 議案第28号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第28 議案第24号 上小阿仁村と北秋田市との間におけるごみ処理の事務委託に関する規約についての件から、日程第32 議案第28号 上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件まで5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは引き続き15ページをお開きください。

議案第24号 上小阿仁村と北秋田市の間におけるごみ処理の事務委託に関する規約について

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、北秋田市と協議のうえ、別記のとおり規約を定め、平成30年4月1日から上小阿仁村は北秋田市にごみ処理に係る事務を委託するものとするという内容でございます。

提案理由は、上小阿仁村が北秋田市にごみ処理に係る事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項に規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

16ページ以降に規約の内容となっております。

このごみ処理にかかる事務につきましては、現在、平成27年4月に定めた規約により、北秋田市に委託をしておりますが、新しい焼却施設の供用開始である平成30年4月1日から、新たな規約により引き続き北秋田市に事務を委託するというものでございます。

規約の内容で大きく異なる点につきましては、17ページの附則の第2になり

ます。事務委託の期間ということで、施行日から平成 50 年 3 月 31 日限りの 20 年間の規約ということになります。

これにつきましては、北秋田市が新しい焼却施設等について長期包括的運転管理業務という管理業務の事業を契約により実施しております。そちらの契約期間が、平成 50 年 3 月 31 日までの 20 年間となっているということで、そちらに合わせた内容となっております。

それ以外につきましては、ほぼこれまでどおりの規約の内容となっております。

引き続き 18 ページをご覧ください。

議案第 25 号 上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、放課後児童クラブの移転に伴い条例の改正が必要であるためでございます。

19 ページに、そちらの内容を載せてございます。

第 2 条中「上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地」を「上小阿仁村小沢田字向川原 72 番 2」に改めるというものでございます。

上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設が設置されることに伴い、放課後児童クラブが、そちらの施設に移転することになりますので、集住型施設の設置条例と併せて、こちらの条例を改正するものでございます。

20 ページをご覧ください。

議案第 26 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、平成 30 年度から 32 年度までの保険料率を定めること及び介護保険法の一部改正に伴い、条例改正が必要であるため提出するものでございます。

21 ページをご覧ください。内容となります。

こちらは平成 30 年度から 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画において、介護保険料率の基準額を月額で 5,800 円、年額にして 6 万 9,600 円としております。これに合わせ、各段階の保険料率も含め必要となる条例の改正を行うものでございます。

22 ページをご覧ください。

議案第 27 号 上小阿仁村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上小阿仁村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例について別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が、市町村に委譲されることから、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、条例で定める必要があるため、条例案を提出するものでございます。

23 ページ以降に条例案を提出してございます。内容につきましては、指定居宅介護支援事業、介護支援専門員の方が介護サービスの利用を希望する方に、介護施設や介護予防事業者との連携調整を図りながら、ケアプランを作成し、提供する事業でありますけれども、こちらの事業の事業者の指定を、平成 30 年 4 月以降、市町村がその指定を行うという事務の内容と変更されてございます。

それに伴いまして、その指定に必要な基準について、それぞれの市町村が条例で定める必要が生じたので、今回、この条例案を提出するものでございます。規定の内容につきましては、これまで規定していました県の指定の内容に準じた形で規定をしております。

続きまして 27 ページをご覧ください。

議案第 28 号 上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要であるため提出するものでございます。

内容が 28 ページとなります。

国民健康保険の住所地特例ということで、村の被保険者である他の市町村への施設等の入院、入所者が 75 歳に到達した場合、後期高齢者になった場合、これまでは施設所在地の市町村が加入する広域の後期高齢者医療広域連合の方に加入することとなってございましたが、平成 30 年 4 月 1 日の法律の一部改正によりまして、国民健康保険の住所地特例を引き継ぎ、上小阿仁村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者になることとなりました。

このために、必要となる条例の一部改正を行うものでございます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第24号から議案第28号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第33 議案第29号～日程第35 議案第31号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第33 議案第29号 上小阿仁村立上ノ岱スポーツエリア設置条例の一部を改正する条例について件から、日程第35 議案第31号 上小阿仁村「村民グラウンド」設置条例の一部を改正する条例についての件まで、3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大沢寿） 29ページをお願いいたします。

議案第29号 上小阿仁村立上ノ岱スポーツエリア設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村立上ノ岱スポーツエリア設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、使用料の減免を適用する条件の緩和のため、所要の規定の整備する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

30ページをお願いいたします。

内容といたしましては、第6条の見出し中、免除を減免に改め、同条中「使用する場合」の次に「、又は管理者が特別の理由があると認めるとき」を加え、「免除」を「減免」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

31ページをお願いいたします。

議案第30号 上小阿仁村健康増進トレーニングセンターに関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村健康増進トレーニングセンターに関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、使用料の減免を適用する条件の緩和のため、所要の規定の整備をする必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

32ページをお願いいたします。

第9条中の「公益上」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

33ページをお願いいたします。

議案第 31 号 上小阿仁村「村民グラウンド」設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村「村民グラウンド」設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、使用料の減免を適用する条件の緩和のため、所要の規定の整備をする必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

34 ページをお願いいたします。

内容といたしましては、第 4 条ただし書き中「使用する場合」の次に、「又は特別の理由があると認めるとき」を加え、「免除」を「減免」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 29 号から議案第 31 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 36 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 36 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

14 時 39 分 散会